

(需要数報告の制度について)

- 教科書の発行に関する臨時措置法第7条において、都道府県は、市町村教育委員会等から報告を受けた教科書（検定済教科書及び文科省著作教科書の双方を含む。以下同じ。）の需要数（児童・生徒用のほか教員用の冊数も含む。以下同じ。）を集計した上で文部科学大臣に報告する義務を負っている。
- 教科書の発行部数は膨大（令和5年度用教科書における需要数は1億3千万冊）であり、これらの教科書を一定の時期までに製造・発行し、新年度までに児童生徒へ確実に供給するためには、正確な需要数に基づく計画的な製造・供給が必要であり、市町村及び都道府県による二重の確認作業が不可欠であることから、都道府県に集計・報告の義務を課している。

(本件課題への対応について)

- 昨年度も需要数報告に係る同旨の要望がなされており、文部科学省においても、採択における調査の充実及び事務負担の軽減等の観点から、需要数報告に係る作業時間の確保は重要な課題であると認識している。
- 需要数報告に関しては、採択後の需要数の確定作業に一定の時間を要する一方で、現行の教科書事務執行管理システムが複雑であること等の問題点が指摘されており、文部科学省では、現在、現行システムの課題を分析し、円滑かつ効率的な需要数報告を可能とするための抜本的なシステム改修に向けた取組を進めているところであり、これにより本件課題への対応は可能であると認識している。
- 現行システムの改修については、令和5年度当初予算において新システムの仕様書を作成するための経費を計上し検討を進めているところであり、本システム改修により市町村と都道府県による集計・確認作業に要する時間を大幅に改善することで、需要数報告に係る作業時間の確保が可能となることや、需要数報告における各学校の作業の見直しを図ることで、学校及び市町村の負担を軽減しながら作業の迅速化を図ることが可能であると考える。
- 昨年度の需要数報告に係る同旨の要望への対応方針として「地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、（中略）その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが昨年12月に閣議決定されたところであり、文部科学省としては、本閣議決定に基づきシステム改修を含む必要な措置を講じることが、迅速かつ確実であると認識している。

(都道府県教育委員会への報告の必要性について)

- 教科書の需要数は、児童生徒の転出入や特別支援対応等により毎年度変動するものであり、都道府県が市町村等からの需要数報告を確認することで正確性を担保し、教科書の確実な製造・供給の実現を可能としている。

- 都道府県は、特約供給所（都道府県ごとに設置）と必要に応じて連携しつつ、確認作業を行っている。教科書給与の仕組みは複雑であり、発行者ごとに分冊・給与形態が異なることや、給与条件、採択替え時の新版給与の方法等を理解した上で事務に当たる必要があるが、市町村の担当が仕組みを十分に理解していない場合などは、市町村からの需要数報告に誤りが多く発生しており、これらの誤りを、都道府県が国への報告の前に指摘することで、入力ミス等が是正されている実態がある。
- このように、都道府県教育委員会は、教科書の正確な需要数の把握において必要不可欠な役割を果たしており、都道府県が負うべき教科書供給の一連の事務から、需要数の把握事務のみ切り出し、指定都市に移譲することは不可である。
- なお、政令指定都市の人口規模で教科書の需要数報告に誤りがあった場合、再発行に要する時間と費用は甚大であり、使用義務のある教科書を新年度に供給できない恐れが生じる。

※ 参考：都道府県が行う確認作業の観点

- ・採択結果と齟齬はないか。
- ・児童・生徒数は次年度用にスライドしているか。
- ・必要な種目について記入漏れがないか。
- ・複式学級は複数年を踏まえたものになっているか。
- ・教師用が児童生徒用に計上されていないか。
- ・必修科目の記入がなされているか。
- ・新版・旧版の入力誤りは無いか。

(以上)